

科学技術基本政策に関する答申素案に対する  
主な関係府省の意見の概要

## 財務省

## &lt; 総論 &gt;

重点化の実績について再検証すべき。

科学技術関係予算を拡充してきたにもかかわらず、納税者(国民)の科学技術に対する関心は低下傾向にある。納税者に支持されない科学技術予算は作れない。

納税者の科学技術離れに対応するため、納税者に対して具体的にどのような還元(アウトカム)があるかを明確化し、それに沿った適切な「目利き」が実現するような配分システムの改革が不可欠。研究の現場でも、具体的なアウトカム(成果目標)を納税者に分かりやすく説明するという意識を浸透させることが必要。

## &lt; 第2章2.(1)「重点推進4分野」及び「推進4分野」 &gt;

「重点推進4分野」・「推進4分野」は、「重点4分野」及び「その他の4分野」とすべき。エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティアの4分野について、新たに「推進4分野」との位置づけを行う必要性が感じられない。「精査がないままに投資の戦略的配分の対象から除外することは適切ではない」との記述がされれば十分ではないか。

## &lt; 第3章1.(2) 博士課程在学者への経済的支援の拡充 &gt;

奨学金貸与事業について、金利上昇や貸倒増に対して所要の制度的対応がとられていない段階で、単なる奨学金制度の「拡充」は、将来の国費負担をいっそう増加させることから不適切。

## &lt; 第3章2.(1) (大学における基盤的資金と競争的資金の有効な組合せ) &gt;

「政府研究開発投資全体の拡充を図る中で」とあるが、「基盤的資金と競争的資金の有効な組合せ」という論点とは直接関係のない事項であるため、「政府研究開発投資全体の中での」と修正すべき。

## &lt; 第3章2.(3) (民間企業の役割) &gt;

「研究開発活動促進に資する税制措置」等の「充実を図る」とあるが、「民間企業が研究開発活動促進に資する税制措置を活用する」と修正すべき。研究開発税制の上乗せ部分は平成15年の閣議決定により、3年間の時限措置とされており、これを尊重すべき。同税制の基幹的部分は期限の定めのない措置とされていることから、この活用を促すことが重要。

## &lt; 第3章3.(1) 国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備 &gt;

「国は老朽施設の再生を最重要課題として位置づけ、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる」とあるが、現在の財政状況の下では公共投資関連予算は引き続き縮減を図っていくべきもの。

## &lt; 第3章3.(1) 私立大学の施設・設備の整備 &gt;

「国は、私立大学において研究施設・設備の整備が積極的に進められるよう、研究施設・設備の整備に対する補助率の引き上げ、設備維持費等の予算の拡充など、私学助成の充実を図る」を「私立大学が多様な民間資金の導入を促進するための主要の条件整備を行うとともに、助成にあたっては、より一層の重点化に努めることとする」と修文すべき。

## 文部科学省

### < 総論 >

第3期基本計画においては、我が国オリジナルの基礎研究からの切れ目ないイノベーション創出、人材の育成・確保・活躍促進、国家基幹技術が重要な点。

### < 第1章2.(2)人材育成と競争的環境の重視 >

「モノから人へ」の対象を科学技術政策のみに限定すべきではない。「インフラ」の例示として「施設・設備や装置など」を示すことは、人材の育成・活躍を視点とした整備・充実が不可欠である施設・設備の整備についてまで重要でないとの誤解を生じる可能性があり不適切。研究機関の長の適切なマネジメントが若手研究者の自立支援に不可欠である等「組織管理的な発想」を全否定すべきではない。

### < 第2章2.(3)「戦略重点科学技術」の選定 >

戦略重点科学技術の 〇の集中的投資が必要な要件である「国民経済上の効果を最大化」について、社会的な効果の観点も考慮されるべきであることから、「国民社会・経済上の効果を最大化」とすべき。

### < 第2章3.(3) 国家的な基幹技術として選定されるもの >

「国家基幹技術」が重点化対象として明記されており適切である。「次世代スーパーコンピュータ」・「宇宙輸送システム」などの国家基幹技術は、国民社会・経済への波及効果に鑑みれば、第3期基本計画の重要な項目として明示しつつ、わかりやすいように具体的な例を挙げて記述すべき。

### < 第2章3.(4)分野別推進戦略の効果的な実施 >

ロードマップ等は実用化に近い段階の研究開発の管理には有効かもしれないが、それが描けない未知の領域の研究開発に大きなイノベーションの可能性があるため、実用化に近い段階の研究開発と基礎段階から進めていく研究開発を混在させることなく、それらの性格の違いを明確にした記述とすることが必要。

### < 第3章1.(1) 公正で透明性の高い人事システムの徹底 >

各大学等が実行することを国が強制させるような「徹底させる」という表現は不適切。「自己点検・評価」の項目、認証評価の基準等については、各々の機関が定めることとなっており、語尾を「望まれる」との表現とすべき。

### < 第3章1.(1) 若手研究者の自立支援 >

「テニユア制」が研究者を「より安定的な職」に就かせることを目的としたものであるかのような説明となっており、「テニユア制」は削除すべき。若手研究者に自立性と活躍の機会を与える施策を「世界的研究教育拠点を目指す大学」に限定すべきではない。新設された「助教」の活躍の場の整備について記述すべき。

### < 第3章1.(1) 人材の流動性の向上 >

研究者が研究機関を異動する際の阻害要因を取り除く観点から、退職金積算の基礎となる在職期間の通算の取扱等において不利にならないよう、独立行政法人や国立大学法人の予算措置や制度に関して国が所要の改善を行うことを明記すべき。

### < 第3章1.(2) 博士課程在学者への経済的支援の拡充 >

「生活費相当額程度の受給」の趣旨が不明なため、博士課程在籍者への経済支援の数値目標「2割程度」を掲げるべきではない。

< 第3章2.(2) 世界の科学技術をリードする大学の形成 >

「産業界の協力も得ながら、特定の先端的な研究領域に着目」した研究教育拠点の形成の例示は、「(3) 産学官の持続的・発展的な連携システムの構築」で記載すべき。

世界トップクラスの研究拠点の基準例として、「分野別の論文引用数20位以内の拠点」を掲げるのは不適切。多くの研究者がいるテーマ(人気のあるテーマ)の論文の引用件数が多くなる傾向にあるなど論文引用件数のみでは研究水準は評価できないと考えられるため、各大学の教育研究水準の指標については今後、時間をかけて検討すべき。また、自然科学分野と人文・社会科学分野の指標が同様でよいかについても検証が必要。

< 第5章2.(1)(資源配分方針における優先順位付け等の改善) >

優先順位付け等の改善の方向性として、特段の事情変更がない場合には継続案件は優先順位付け等の対象とはせず、新規案件に注力することにより優先順位付け等の精度を高めることを例示すべき。

< 第5章2.(1)(独立行政法人等の科学技術活動の把握の強化) >

国立大学法人等については、教育研究の自主性・自立性に配慮されるべきものであり、国の関与は制約されるべき。

**経済産業省**

< 第2章2.(1)「重点推進4分野」及び「推進4分野」 >

推進4分野の中の「製造技術」を「ものづくり」と改称すべき。「製造技術」より国民には分かり易い表現であるし、「ものづくり」の重要性についての理解も浸透してきている。

< 第2章2.(2)分野別推進戦略の策定 >

重要な研究開発課題の設定には、中間取りまとめにあったように、政策目標の実現が重要な視点として掲げた上で、デルファイ調査、ベンチマーク、技術マップ・ロードマップ、官民役割分担を総合的に活用すべき。

< 第2章2.(3)「戦略重点科学技術」の選定 >

独立行政法人の有する資源や予算執行の柔軟性等のメリットを有効活用する観点から、戦略重点科学技術に係る経費は、独立行政法人の運営費交付金の効率化の例外とするよう記載すべき。

< 第2章3.(1)新興領域・融合領域への対応 >

産業競争力の強化を促進する学際融合的なサービス分野への対応を記載すべき。

< 第2章3.(4)分野別推進戦略の効果的な実施 / 第3章2.(3) (府省を越えた研究費制度の改革) >

総合科学技術会議がリーダーシップをとることを明記すべき。

< 第3章2.(1) (大学における基盤的資金と競争的資金の有効な組合せ) / (2)大学の競争力の強化 >

間接経費を含めた大学の基盤的資金の用途についての透明性の向上、適切なエフォート管理の導入促進等を通じた研究と教育活動に関する透明性の向上について記載すべき。

< 第3章2.科学の発展と絶えざるイノベーションの創出 >

我が国経済を牽引している重要産業分野の競争力は、ものづくりの高度な技術力を有する中小企業が担っている部分大きいことから、「(5)」として「ものづくり中小企業の基盤的技術力の強化」を追加すべき。

## 厚生労働省

### < 第2章1.基礎研究の推進 >

「一定の資源を確保し着実に進める」べき基礎研究が「自由な発想に基づく研究」だけを指しているような解釈、「政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究」が「政策課題対応型研究」に相当し、「下記2.」はこの「政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究」に包含されるような解釈、「自由な発想に基づく研究」の中で「厳格な評価」を行うのは「大きな資源の投入を必要とするプロジェクト」だけであるという解釈を招く恐れがあり、適切な文章表現とすべき。

### < 第2章2.(1)「重点推進4分野」及び「推進4分野」 >

重点4分野への一層の重点化を期待する一方で、戦略重点科学技術については、ビッグプロジェクトへ資源偏重することを懸念。

### < 第3章3.(1) 国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備 >

大学附属病院のみでなくナショナルセンターにおいても先端医療の先駆的役割を担っており、施設の整備・充実を図ることを示すべき。

## 農林水産省

### < 第2章2.(1)「重点推進4分野」及び「推進4分野」 / (3)「戦略重点科学技術」の選定 >

重点推進4分野へ予算がシフトする数値目標を設定すべき。また、戦略重点科学技術は、重点推進4分野を中心に選定されるべき。

### < 第2章2.(2)分野別推進戦略の策定 >

社会・国民に支持される科学技術を目指すのであれば、重要な研究開発課題の設定は、研究者を対象にしたデルファイ調査を「基本」とするのではなく、社会ニーズ等を基本とすべき。

### < 第2章3.(3) 国家的な基幹技術として選定されるもの >

「国家基幹技術」の独立した項立ては不要。

### < 第3章1.人材の育成、確保、活躍の促進 >

公的研究機関の役割を明示すべき。

(例:世界的な研究教育拠点を目指す大学等、大学等の施設、産学官が協働した、産業界及び公的研究機関との共同研究 等々)

### < 第3章1.(1) (女性研究者の活躍促進) >

女性研究者の採用目標のうち、「理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%」という大まかな仕分けの数値を例示することは誤解を招くので挙げるべきではない。

### < 第3章2.(1) (配分機関の機能強化) >

配分機能の独立した配分機関への移行を原則とすべきではない。国直轄で配分を行うと判断した制度を排除するべきではない。

### < 第3章2.(6)円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消 >

異動に伴う隘路の例示に、「年金」とともに「退職金」も挙げるべき。

### < 第3章3.(1) 国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備 >

「昭和中期以前に設立された公的研究機関」の施設以外にも早急に改修等が必要となっており、特に限定せずに国が支援することを明記すべき。筑波の施設についても、国が支援することを明記すべき。

## 国土交通省

- < 第2章2.(1)「重点推進4分野」及び「推進4分野」>  
第2期の重点4分野以外の分野を「推進4分野」とする改称は必要。
- < 第2章2.(2)分野別推進戦略の策定>  
重要な研究開発課題の設定に当たっては、シーズ志向のデルファイ調査が基本という考え方ではなく、ニーズ・シーズ双方からの評価のバランスをとるべき。
- < 第2章2.(3)「戦略重点科学技術」の選定>  
「戦略重点科学技術」に選定されたものは、分野に関わらず同様に扱うことについて記載すべき。

## 総務省

- < 第2章3.(4)分野別推進戦略の効果的な実施>  
情報通信分野での技術進歩のスピードの速さを踏まえて戦略を柔軟に見直すべき。
- < 第2章3.(3) 国家的な基幹技術として選定されるもの>  
「国家基幹技術」は分野別推進戦略の分野を超えた横断的な研究開発と位置づけることが適当。
- < 第3章2.(1) (配分機関の機能強化)>  
競争的資金の配分機能については、実態を勘案しつつ、独立した配分機関へ移行することとすることが適当。
- < 第3章3.(4)標準化への積極的対応>  
標準化への積極的対応は、研究開発成果の普及に留まらず、我が国の国際競争力の強化のため重要であること、国内規格の審議迅速化に留まらず、国際標準を獲得するための迅速な対応が必要であること、標準化専門家の養成に当たっては、国際標準化活動への参加支援が重要であることを明確化すべき。

## 環境省

- < 第3章1.(1) 人材の流動性の向上>  
退職金の算定の取り扱い含め再任用の際の給与面での処遇等に関して適切な措置を講ずることを記載すべき。
- < 第3章2.(3) 公的部門における新技術の活用促進>  
標題を「公的部門による新技術の普及促進」とし、「公的部門による客観的な性能実証等、新技術が市場で正当に評価されるための仕組みも重要である」を追記すべき。
- < 第3章2.(4) 地域における科学技術施策の円滑な展開>  
地方公共団体の公設試験研究機関について、地域の産学官連携に効果的な役割を果たすことが期待されるため、「国が連携を促進する方策を講じるべき」ことを追記すべき。
- < 第5章2.(1)(資源配分方針における優先順位付け等の改善)>  
評価の比率を画一的にすることで適正な評価が損なわれないようにすべきことを記載すべき。
- < 第5章2.(1)(独立行政法人・国立大学法人等の科学技術活動の把握・所見の取りまとめの強化)>  
政策評価・独立行政法人評価委員会等は、総合科学技術会議が述べた所見を活用するよう配慮すべきことを記載すべき。